

「いじめ」防止基本方針

白杵市立白杵南小学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめが原因と見られる自殺によって、子どもの尊い命が失われる事件が全国で後を絶たない。学校や家庭という、子どもたちにとって、本来安全・安心であるはずの場所で、こうした痛ましい事件が起こっているという現実には、子どもたちだけでなく、すべての大人たちにも、大きな課題を投げかけている。いじめ問題は、教育にとって喫緊の課題の一つであり、その解消に向けて、私たち教育関係者の取組が強く求められています。

「いじめに悩み、苦しむ子どもを出してはいけない」、「もうこれ以上いじめによって子どもたちの尊い命が奪われてはならない」という思いは、学校現場で日々子どもと向き合う、すべての教職員の願いである。いじめ問題の解決のためには、まず、各学校で直接子どもと接している一人一人の教職員が、「いつでも自分の学校・学級で深刻ないじめが発生し得る」という強い危機意識を持ち、早期発見と早期解決のため、学校をあげて的確に対応することが何より大切である。同時に、校長を中心とした学校総体としての取組を進め、家庭、地域、更に関係諸機関と連携しながら、迅速で組織的な対応をしなければならない。また、日ごろから私たち教職員が、子どもたちを『認め、ほめ、励まし、伸ばす』ことによって、子どもたちの自尊感情を高めていく教育活動を推進する必要がある。自分自身を大切にすることを育てることが、他者を思いやり他者を大切にすることを醸成へとつながる。

本方針は、人権尊重の理念に基づき、白杵南小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

いじめは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない」であり、どの学校、どの子にも起こりうるものとしての危機感を常に持ち続けなければならない。

(2) いじめに対する基本的な考え方

学校の教育活動全体を通じ、児童全員に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分と人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う必要がある。

いじめの早期発見は、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づくことが重要である。少しの兆候であっても見逃さず、早い段階からの確に関わりを持つことで、いじめを認知するようにしなければならない。

いじめであると確認された場合、直ちにいじめを受けた児童及び知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で組織的な適切な指導を行う。その際、双方の保護者に連絡するとともに、事案に応じて、関係機関との連携をとる必要がある。

(3)いじめの集団構造と態様

一定の人間関係とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や塾やスポーツ少年団等の当該児童が関わっている仲間や集団など、何らかの関わりをもつすべての人間関係を意味する。

具体的ないじめの態様は、

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめ防止の基本的な方向と取り組み

(1)指導体制、組織体制

本校の学校の教育目標は、「心と体をきたえ、学びあいみとめ合える子どもの育成」であり、めざす子ども像の一つに「自分も人も大切にする子」を掲げている。このことは、教員が子どもを大切にする・子どもが子どもを大切にするを基本としている。その達成のためには、教員一人ひとりが、「いじめは絶対に許さない」「子どもをよく理解しいじめを未然に防ぐ」決意を持って指導することが必要である。

①指導体制

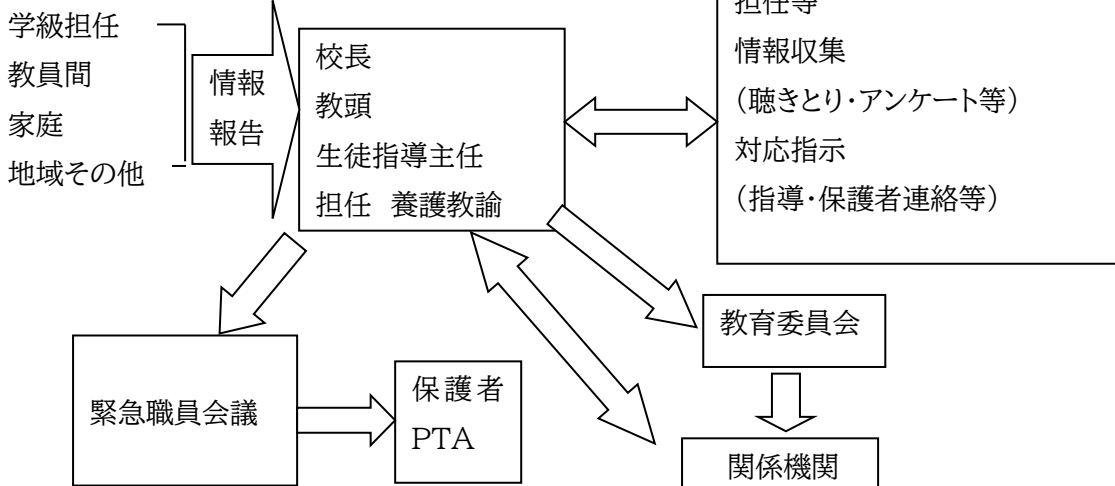
ア 全校児童を全教職員で見守り育てる。

- 毎月第 1 水曜日に、子ども理解の会議を設定し情報を共有して、校長と生徒指導主任を中心として指導の方向性を定める。その際、事実を隠ぺいしない。
- 保健室からの情報も共有する。
- 担任等一人で抱え込まず、生徒指導主任や管理職に報告し指示を仰ぐ。
- 全校集会等で人権を大切にする集会をもつ。
- 場合によっては、PTAとの協働体制をとる。

イ 学級での指導

- 道徳を中心とした教育活動全体で、自分も人も大切にする心の育成を図る。
- 日常生活での基本的な生活習慣の確立を図る。
- 学級会や毎日の帰りの会で、子どもが発言できる場を設定する。
- できるだけ子どもと過ごすことで、些細な変化も見逃さないようにする。また、日記等でも子どもの心の変化に注視しておく。
- 子どもの様子に変化があれば、すぐに保護者と連絡を取り管理職に報告する。
- 「あったかハート0・1・2・3」の取り組みの徹底

② 組織体制



(2)年間指導計画

月	年間指導計画	教職員研修
4月	学級開き	学校の教育目標及び重点目標の共通理解 寄り添いたい子の実態把握と指導体制の確認
5月		児童理解会議の実施(毎月)
6月	アンケート実施	
7月	人権標語の取り組み	1学期の振り返りと2学期の準備
8月	学期開き	県人教オープン講座参加 小中連携の話し合い
9月	人権ポスターの取り組み	
10月	運動会 人権作文の取り組み	
11月	南っ子まつり	小中連携の話し合い
12月	人権授業公開(PTA) アンケート実施	2学期の振り返りと3学期の準備
1月	学期開き	
2月		
3月	卒業式・修了式	1年間の振り返りと来年度の準備

4 いじめ防止の措置

(1)いじめの予防

全教職員の共通理解を図り、協力して指導を進める。

①学級における好ましい人間関係を育てる。

学級における人間関係の育成は、生徒指導の第一歩である。教師は一人ひとりの児童と密接な人間関係を保ち、愛情に満ちた温かさを持って指導助言をするとともに、学級における教師と児童、児童相互の人間関係の育成に努める。

②学級指導、道徳の時間との関係を緊密に保ちながら生徒指導を推進する。

道徳的な価値観に支えられた確かな行動の育成、学級指導の充実による生徒指導の補充・強化に努める。

③学習指導を充実させる。

児童が学習する楽しさを味わい進んで学習するよう指導方法の工夫改善を図るとともに、個別指導を徹底する。また、全教科・全領域において、自己の生き方について考えることができるようにする。

④家庭・地域との連携を密にして、指導の充実を期する。

学校では解決できない問題や事件、事故が多くなっている。家庭や社会が及ぼす影響や児童の生活の実態を正しく把握して指導を進めることが大切である。そのために、家庭や地域の関係機関との連携を保ち、指導の効果を高めることが必要である

⑤中学校との連携を充実させる。

定期的に児童生徒の情報交換を行うことで、子どもの発達を確認する。また、生徒指導上の統一すべきことを徹底する。さらに、児童生徒の交流を図ることで中1ギャップの解消につながる。

(2)早期発見

①児童理解会議において全校児童の共通理解を行うなかで、「おかしい」と思われることは徹底的に調査する。

②児童の日記や保護者からの連絡を真摯に受け止め、直ぐに対応する。

③毎日の帰りの会での子どもの発言を注視する。

④嫌なことが、直ぐに教職員に言えるような雰囲気をつくる。

⑤学校での児童の様子に変化が見られたら、保護者と連絡をとりながら児童を見守る。

⑥定期的に、アンケートを実施する。

(3)いじめへの対応

①学校での支援・指導

	被害児童への支援	加害児童への指導	友人・知人(観衆・傍観者)への指導・支援
教師の対応	共感的に受け止める姿勢で対応	毅然とした態度で対応	みんなを守るという姿勢で対応
伝えること	・「何としても守る」といことを示す。 ・プライバシーの保護に十分配慮する。	・いじめは決して許されない行為であること ・いじめられた側の心の痛みを伝えること ・自分の行為が重大な結果につながったこと	
確認すること	・身体の被害状況 ・金品の被害状況 ・警察への通報の意志 ・カウンセリングの必要性 ・関係機関との連絡の必要性	・カウンセリングの必要性	・カウンセリングの必要性
留意すること	・再発や潜在化 ・「安心して話せる雰囲気づくり」	・加害者の心理的背景 ・加害者が被害者になりうること	・観衆、傍観者も被害者・加害者になりうること

②保護者への連絡

○いじめられた児童への保護者

事実を隠ぺいすることなく伝える。伝える方法としては、保護者に学校に来てもらう。場合によっては、担任が家庭を訪問する。その際、管理職・生徒指導主任が同席する。

○いじめた児童の保護者への連絡

事実を隠ぺいすることなく伝える。伝える方法としては、保護者に学校に来てもらう。場合によっては、担任が家庭を訪問する。その際、管理職・生徒指導主任が同席する。

※双方の保護者をいきなり同席させずに、指導の結果を別々に伝え、謝罪については、いじめられた児童の保護者の意向を学校として受け止めて、いじめた児童の保護者に伝える。

③関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるものであると認められるときは、教育委員会と連絡をとり警察に連絡する。また、即座に対応を迫られる場合は、まず、いじめられた児童の安全を確保しつつ、先に警察に連絡した後、教育委員会に報告する。

5 ネットいじめへの対応

児童に情報モラルとインターネットや携帯電話の危険性を身につけさせる指導の充実を図る。

6 重大事態への対応

重大事態とは

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神的疾患を発症した場合

②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 年間30日が目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったとき

